加東市税条例等の一部を改正する条例制定の件

加東市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月1日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市税条例等の一部を改正する条例

(加東市税条例の一部改正)

第1条 加東市税条例(平成18年加東市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第18条の4中「交付」の右に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特 定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記 載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しな い。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日に属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条 第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の 自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当 するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専 従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条 第1項について同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族報告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の右に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の右に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第5号の8様式」の右に「又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式」を加える。

第73条の2中「閲覧の手数料」を「閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税 台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配 当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係 る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配 当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条

の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載が あるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第26条を削る。

(加東市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 加東市税条例の一部を改正する条例(令和3年加東市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の右に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、次の各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中加東市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定令和5年1月1日
 - (2) 第1条中加東市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、 第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附 則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改 正規定並びに第2条中加東市税条例の一部を改正する条例附則第2条の改正規定並びに 附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
 - (3) 第1条中加東市税条例第18条の4及び第73条の2の改正規定並びに次条及び附則 第4条の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の加東市税条例第18条の4(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

- 第3条 第1条の規定による改正後の加東市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の加東市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法 (昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。) について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の加東市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の加東市税条例第73条の2の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

第55号議案 要旨

加東市税条例等の一部改正 (要旨)

1 改正理由

令和4年度の税制改正において、経済構造の成長と好循環の実現に向け景気回復に万全を期すという観点から、地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、加東市税条例等の規定について、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 加東市税条例の一部改正(第1条関係)

ア 固定資産税関係

地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第382条の4の規 定による措置を講じたものを交付又は閲覧に供しなければならない規定を加えること。 (第18条の4及び第73条の2)

イ 個人の市民税関係

- (ア) 総合課税又は分離課税を、確定申告書の記載によってのみ適用すること。(第33条、第34条の9、附則第16条の3、附則第20条の2及び附則第20条の3)
- (イ) 公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備を行うこと。(第36条の 2)
- (ウ) 給与所得者の扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備を行うこと。(第36条の3の2)
- (エ) 公的年金等受給者の扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備を行うこと。(第36条の3の3)
- (オ) 特別徴収税額の納入の様式を加えること。(第53条の7)
- (カ) 住宅借入金等特別税額控除の延長又は見直しをすること。(附則第7条の3の2 及び附則第26条)
- (キ) 法改正による引用条項の削除を行うこと。(附則第17条の2)
- (2) 加東市税条例の一部を改正する条例の一部改正(第2条関係) 扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備を行うこと。(第36条の3の3)

3 施行期日

- (1) 2(1)イ(ウ)、(エ)、(カ)、(キ)及び(2)関係 令和5年1月1日
- (2) 2(1)イ(ア)、(イ)、(オ)関係 令和6年1月1日
- (3) 2(1)ア関係 令和6年4月1日

現行

改 正 案

○加東市税条例の一部改正 (第1条関係)

(納税証明書の交付手数料)

第18条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付

手数料は、加東市手数料条例(平成18年加東市条例第53号)の規定により徴収する。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。

(所得割の課税標準)

第33条 (略)

2 · 3 (略)

4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月 1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が 送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下こ の項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事 項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申 告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市 長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額 については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第 2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの 申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定 (納税証明書の交付手数料)

第18条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付<u>(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の</u>手数料は、加東市手数料条例(平成18年加東市条例第53号)の規定により徴収する。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。

(所得割の課税標準)

第33条 (略)

2 · 3 (略)

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項をの他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

<u>を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限り</u>でない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定に より前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合に おける当該確定申告書に限る。)
- 5 (略)
- 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。
 - (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
 - (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合にお

- 5 (略)
- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

ける当該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

- 第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する 特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算 の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の 規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特 定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額 に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額 について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された 場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3 を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した 場合の所得割の額から控除する。
- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控 除することができなかった金額があるときは、当該控除すること ができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の 6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除 することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同 項の申告書に係る年度分の個人の県民税

若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納 に係る徴収金に充当する。

(略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日ま 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日ま

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

- 第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する 確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算 の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の 規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確 に記載した特定株式等譲渡所得金額 に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額 について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された 場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3 を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した 場合の所得割の額から控除する。
- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控 除することができなかった金額があるときは、当該控除すること ができなかった金額は、今第48条の9の3から第48条の9の 6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除 することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同 項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の 県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納 に係る徴収金に充当する。

(略)

(市民税の申告)

でに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者

に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

でに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提 出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第 4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提 出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金 等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又 は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年 金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額 (令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共 済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学 生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計 所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条 の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者 (前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控 除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。) 若しくは法 第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと 併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第 8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損 失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定によ り控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」と いう。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条におい て「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第 24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上 欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則<u>第2条第4</u>項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

 $3 \sim 9$ (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に 規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条におい て「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該 申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給 与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところによ り、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由 して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則<u>第2条第3項ただし書</u>の規定により、市長の定める様式による。

 $3 \sim 9$ (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

- 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に 規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条におい て「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該 申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給 与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところによ り、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由 して、市長に提出しなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3) (略)

(2) (略)

(3) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

除対象扶養親族を関する。

く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(4) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

扶養親族(控

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同 項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地 において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の 規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金 等」という。) の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割 の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。) の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に 規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る 所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるも のに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控 除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除 く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」と いう。) で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に 経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等 の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行 規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、 当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならな 11

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式

_____による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧等の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の<u>閲</u>覧の手数料

及び法第38

2条の3に規定する記載事項の交付手数料は、加東市手数料条例の規定により徴収する。ただし、法第416条第3項又は第41 9条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

附則

第7条の3の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につ

- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) (略)
- (4) (略)
- $2 \sim 5$ (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧等の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の<u>閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料</u>及び法第382条の3に規定する記載事項の交付手数料は、加東市手数料条例の規定により徴収する。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

附則

第7条の3の2 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につ

き租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株

き租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を 受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成2 1年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。)において、前 条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2 第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含 む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者 の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割 の額から控除する。

2 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

- (1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合
- 3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡 所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、 所得割の納税義務者がその有する土地等につき、租税特別措置法 第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、 第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第3 7条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受 けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地 等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のた めの譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡 所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者がその有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 • 3 (略)

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。
 - (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
 - (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定に より前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合に おける当該確定申告書に限る。)
- 5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2 · 3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌 年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の 2 · 3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の 所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後 段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適 用する。

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2 · 3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の 所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後 納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定に より前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合に おける当該確定申告書に限る。)
- 5 (略)
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がな

段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適 用する。

- 5 (略)
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る 同条第4項に規定する確定申告書にこの項 の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合

いことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

- 第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。
- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイル ス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合にお ける附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中 「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」 とあるのは「令和4年」とする。

○加東市税条例の一部を改正する条例の一部改正(第2条関係)

一であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の 基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴 う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定に より配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第 3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第 3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37 条の4」とする。 加東市税条例(平成18年加東市条例第49号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢

16歳未満の者

に限る」

に改める。

(中略)

附則

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の加東市税条例<u>の規定中個人の市民</u> 税に関する部分 は、令和

6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度 分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 加東市税条例(平成18年加東市条例第49号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族(」の右に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者</u>に限る」に改める。

(中略)

附則

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の加東市税条例<u>第24条第2項及び</u> 第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定は、令和 6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度 分までの個人の市民税については、なお従前の例による。